

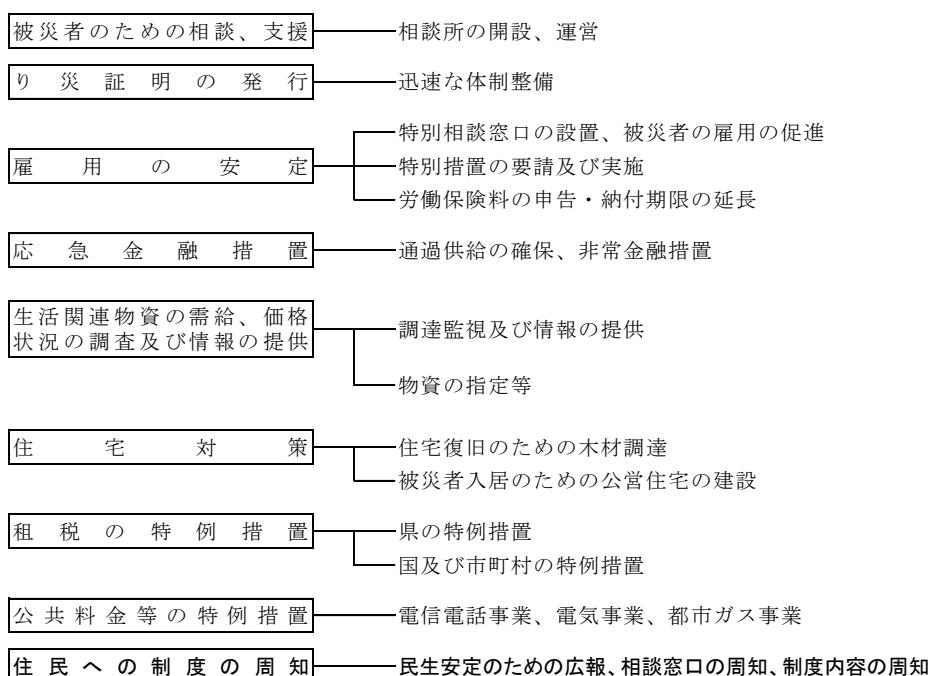
第4章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化対策

1 計画の方針

国、県、市及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業の斡旋、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

2 計画の体系



3 被災者のための相談、支援

(1) 相談所の開設

市及び県は、避難所及び市役所などに被災者のための相談所を速やかに開設する。

(2) 相談所の運営

市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関とともに、相談業務を実施する。

(3) 被災者情報の把握、情報の共有化

市及び県は、被災者台帳の積極的な作成・活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(4) 被災者等の生活再建等の支援

ア 市及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる。

イ 市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ 国、県及び市は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

エ 市は、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市町村の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。

(5) 被災中小企業への相談窓口等の設置

国、県及び市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

4 罹災証明書の発行

市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅延なく、罹災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。

県は、罹災証明書の発行のための市が行う被災認定調査に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努めるとともに、研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

5 雇用の安定

(1) 特別相談窓口等の設置

南魚沼公共職業安定所長は、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

ア 被災者のための特別相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談の実施

ウ 近隣の公共職業安定所による応援職員の確保

(2) 被災者の雇用促進

南魚沼公共職業安定所長は、被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに、近隣の公共職業安定所を通じ、更には全国の公共職業安定機関を通じて、住居確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

同時に、被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるよう配意し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

(3) 特例措置の要請及び実施

ア 雇用保険失業給付の特例支給

(ア) 証明書による失業の認定

南魚沼公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に

対して、事後に証明書により失業の認定を行う。

(イ) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する南魚沼公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ 雇用調整助成金の特例適用の要請

労働局長は、被災地域の事業主が次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部（大企業2/3、中小企業3/4）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

(ア) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合

(イ) 被災地域以外の災害関連下請け事業者が、労働者を休業させる場合

(ウ) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消しの回避を図る場合

ウ 労働保険料の申告・納付期限の延長

労働局長は、災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認める時は、概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

6 応急金融対策

(1) 通貨の供給の確保

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について、必要な指導及び援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

イ 輸送及び通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡を取った上、輸送及び通信の確保を図る。

ウ 金融機関の業務営業の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が、早急に営業を開始できるよう、斡旋、指導等を行う。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置を取るよう指導する。

(2) 金融上の措置

ア 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

(ア) 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

(イ) 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所は、災害発生後速やかに県災害対策本部と情報共有を図り、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社に対し、金融上の措置を可及的速やかに要請する。

イ 金融上の措置に関する広報

財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、被災者に対して、アの金融上の措置を適切に講ずるよう金融機関等に要請したことについて、その周知徹底を図る。

7 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

(1) 調査・監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行う。

(2) 物資の指定等

ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはそのおそれがあり、住民の消費生活の安定のために必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等を調査し、適正な価格で売り渡すよう、必要に応じて勧告・公表を行う。

8 住宅対策

災害により家屋に被害を受け、自らの資力では、住宅を確保できない被災者に対し、次の措置を講ずる。

(1) 公営住宅の優先入居を図ること。

(2) 必要に応じ、災害公営住宅（激甚災害にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、住宅を賃貸する。

この場合、滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当するときは、被災住宅の状況を速やかに調査して県に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(3) 被災住宅等の状況を調査し、その復旧に要する木材及び建築資材の需要量の迅速な把握に努め、木材関連業界及び建築資材関連業界の協力を得て、供給と価格の安定を図る。

(4) 市は、被災住宅等の復旧を促進するため、それに要する木材以外の建築資材についても、関連業界に協力を求め、安定的供給を図る。

9 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市及び県は、それらの制度の普及促進に努める。

10 租税の期限、徴収猶予、減免等の特例措置

(1) 市の特例措置

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し法令又は条例の規定に基づき、市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講じる。

ア 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立て

に関するものを除く。) 又は納付若しくは納入(以下「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

(ア) 災害が市の全部又は広範囲の地域にわたる場合、市長は適用地域、延长期日(納税者については2月以内、特別徵収義務者については30日以内とする。)及びその他必要な事項を指定する。

イ 徵収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徵収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に、通算して2年を超えない範囲内で延長する。

ウ 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滯納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

エ 減免等

被災した納税義務者等に対し、被害の程度に応じて、次のように減免等を行う。

(ア) 市民税

当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認める者のうち、市長において減免等の必要があると認める者。

(イ) 固定資産税及び都市計画税

市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産で、市長において減免等の必要があると認めるもの。

(ウ) 特別土地保有税

市の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地で、市長において減免等の必要があると認めるもの。

(エ) 国民健康保険税

当該年において所得が皆無になったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者のうち、市長において必要があると認める者。

(オ) 介護保険料

第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた者のうち、市長において必要があると認める者。

(カ) 保育料

災害その他特別の事情により保育料を納入することが困難と認められる場合。

(キ) その他被災した納付義務者に対する納付の緩和措置として、前記(ア)～(カ)以外の賦課金・使用料等については、前記を準用し、市長において必要と認める場合には、それぞれの実情に応じて適切措置を講じ、その損害の程度に応じて減免する。

(2) 国及び県の特例措置

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長又は国税若しくは県税(延滞金等を含む。)の徵収猶予及び減免の措置を災害の状況に

応じて実施する。

11 その他公共料金の特例

(1) 郵便業務

- ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる便箋）の無償交付
日本郵便株六日町支店長が決定する。
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
日本郵便株信越支社長が決定する。
- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
(ア) 日本郵便株信越支社長が決定する。
(イ) 被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた小包又は現金書留に限る。
(ウ) 郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。
- エ 被災者救援用寄附金送金のための郵便振替料金免除
(ア) 日本郵便株信越支社長が決定する。
(イ) 被災地の地方公共団体、日本赤十字社及び共同募金会等に対する寄附金の通常払込み及び通常振替料金に限る。

(2) 電信電話事業

各通信事業者の判断により、以下の措置を講ずる。

- ア 避難指示等により実際に電話サービス等が受けられない契約者の基本料金の減免
避難指示等の日から同解除の日までの期間（1ヶ月未満は日割り計算）とする。
- イ 被災者の電話移設工事費の減免
災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。

(3) 電気事業

各電気事業者が被害状況を見て特例措置の実施及び内容を判断する。原則として、災害救助法適用地域の被災者を対象とし、特例措置の実施にあたっては経済産業大臣の許可が必要。（以下は過去の例）

- ア 電気料金の支払期限の延伸
- イ 不使用月の電気料金の免除
- ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約内容に限る）
- エ 家屋再建に伴う臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- オ 被災により使用不能となった電気設備相当分の基本料金の免除
- カ 被災に伴う引込線・計量器等の取付け位置変更のための施工料の免除

12 住民への制度の周知

市、県及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により、周知を図る。

- (1) 報道機関との協力による、放送、新聞広報等
- (2) 広報車、広報紙、チラシ等
- (3) 防災行政無線（戸別受信機を含む）、FMゆきぐに等
- (4) 被災者向けの総括的なパンフレットの作成及び配布

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

1 計画の方針

災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には、見舞金を支給する。

2 融資・貸付その他資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓口	県担当課
支 給	(1) 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	福祉課	防災企画課
	(2) 災害障害見舞金	災害により著しい障害を受ける者	福祉課	防災企画課
	(3) 災害見舞金	上記(1)～(3)の支給対象とならなかった災害	福祉課	
	(4) 被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等	税務課、福祉課、市民センター	防災企画課
貸 付	(5) 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	福祉課	防災企画課
	(6) 生活福祉資金 ア 福祉費（災害臨時経費） イ 福祉費（住宅改修等経費）	低所得者世帯等	市社会福祉協議会 (民生委員児童委員)	福祉保健課
	(7) 母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭、寡婦	子育て支援課	児童家庭課 地域振興局健康福祉環境部
	(8) 住宅金融支援機構資金 (災害復興住宅)	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構 受託金融機関	建築住宅課 地域振興局地域整備部
	(9) 新潟県被災者住宅復興資金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	金融機関	
	(10) 天災融資制度	被害農林漁業者で市長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行	経営普及課、林政課水産課、地域振興局農林振興部
	(11) 日本政策金融公庫資金 (農林水産事業部)	被害農林漁業者	日本政策金融公庫受託金融機関	
	(12) 中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	商工観光課 金融機関、県信用保証協会	創業・経営支援課

3 資金名等

(1) 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

(令和2年4月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)	問い合わせ窓口
災 害 弔 慰 金	1 市内で5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体 南魚沼市(南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例による) 2 経費負担 ①対象災害区分が1～4の場合 国1/2 県1/4 市1/4 (災害弔慰金の支給等に関する法律)	死亡者の 配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 〃 兄弟姉妹 妹(※)	死亡者1人につき主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円 支給の制限	福祉課
	2 県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害		※ 兄弟姉妹においては、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。また、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも損しない場合に限る。	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 災害弔慰金の支給に関する法律施行令(昭和48年政令第374号) 第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかつたこと等市長が不適当と認めた場合	
	3 県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害				
	4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害 (以上、平成25年内閣府告示第230号による)				
	5 県内において県災害救助条例が適用された市町村が1以上ある場合の災害				

震災対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画
3 資金名等

(2) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(令和2年4月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)	問い合わせ窓口
災 害 障 害 見 舞 金	1 市内で5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体 南魚沼市(南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例による) 2 経費負担 国1/2 県1/4 市1/4 (災害弔慰金の支給等に関する法律)	災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障がいがある者	障がい者1人につき主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	福祉課
	2 県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害 4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害 (以上、平成25年内閣府告示第230号による)			支給の制限 1 当該障がい者の障がいがその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不適当と認めた場合	

(3) 災害見舞金

災害により市民及び事業所等が被害を受けた場合で、上記(1)から(3)の支給対象とならなかった災害について、次の金額の範囲内において支給する。

(令和2年4月1日現在)

区分	金額	摘要
住宅の全焼・全壊	100,000円以内	
住宅の半焼・半壊	70,000円以内	
市民の死亡	50,000円以内	住宅の災害に起因した場合
市民の負傷	30,000円以内	住宅の災害に起因した場合であって、「南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例」第9条に定める程度の障がいを有する状態となった場合

震災対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画
3 資金名等

(4) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。

(令和2年4月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	支給対象世帯	支援額
被災者生活再建支援金	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村に係る自然災害 2 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村に係る自然災害 3 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県に係る自然災害 4 1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）に係る自然災害 5 1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）に係る自然災害 6 1若しくは2の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る） ※ 4～6の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）	1 住宅が「全壊」した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）	別表のとおり

(別表)

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。
 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額)

○住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万	100万	100万	50万

○住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)
支給額	200万	100万	100万

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(5) 災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。

(令和2年4月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件	問い合わせ窓口										
災害援護資金の貸付	<p>地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <table> <tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr> <tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr> <tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr> <tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr> <tr><td>5人以上</td><td>730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額。</td></tr> </table> <p>ただし、その世帯の住居が滅失した場合には、1,270万円とする。</p>	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額。	<p>1 災害弔慰金の支給等に関する法律</p> <p>2 実施主体 南魚沼市(南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例による)</p> <p>3 経費負担 国2／3 県1／3</p> <p>4 対象となる災害 新潟県において災害救助法による救助が行われた災害</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>1 世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円</p> <p>2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流出 350万円</p> <p>3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円</p> <p>4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円</p>	<p>1 据置期間 3年(特別の事情がある場合は5年)</p> <p>2 償還期間 10年(据置期間を含む)</p> <p>3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>4 貸付利率 年3%以内で市が条例で定める率(据置期間中は無利子)</p> <p>5 延滞利息 年5%</p>	福祉課
1人	220万円														
2人	430万円														
3人	620万円														
4人	730万円														
5人以上	730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額。														

(6) 生活福祉資金貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金（事項で説明）を貸付ける。

(令和2年4月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
ア 生 活 福 祉 資 金 (福 祉 費 災 害 臨 時 経 費)	低所得世帯等（生活保護基準額の概ね1.7倍以内）のうち、他から融資を受けることのできない者でのこの資金（災害援護資金）の貸付を受けることによって災害による困窮から自立ができる世帯	1 「生活福祉資金貸付制度要綱」（平成21年7月28日厚生労働省発社援第0728第9号） 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市社会福祉協議会(民生委員児童委員)	貸付限度 1世帯 150万円 以内	1 据置期間 貸付の日から6ヶ月以内 2 償還期間 7年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置 期間経過後1.5% 4 保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも貸付を受けることができる 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 原則として、官公署の発行するり 災証明を添付のこと。
イ 生 活 福 祉 資 金 (福 祉 費 住 宅 改 修 等 経 費)	・低所得世帯 (生活保護基準額の概ね1.7倍以内) ・高齢者世帯 (日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内) ・障がい者世帯 (障がい者の属する世帯、ただし、特に高額の所得がある、自己資金あるいは他の融資により、自立更生が期待できると認められる世帯は除く) 上記の世帯で被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な貸付(ただし、災害援護資金によつても不足している部分を貸付ける)	1 「生活福祉資金貸付制度要綱」（平成21年7月28日厚生労働省発社援第0728第9号） 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市社会福祉協議会(民生委員児童委員)	貸付限度 250万円 以内	1 据置期間 貸付の日から6ヶ月以内 2 償還期間 7年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置 期間経過後1.5% 4 保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも貸付を受けることができる 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 原則として、官公署の発行するり 災証明を添付のこと。

震災対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画
3 資金名等

(7) 母子父子寡婦福祉資金貸付

(令和2年4月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
母子父子寡婦福祉資金 (住宅資金)	1 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 2 被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金	1 母子父子寡婦福祉法施行令第7条、第31条の5及び第36条 2 法施行令通知	貸付限度 200万円	1 災害救助法の適用を要しない 2 据置期間 6ヶ月 3 償還期間 7年内 4 利率(年利) 無利子又は1.0% (連帯保証人の有無による)

*その他 (特例措置)

No.	項目	根拠法令等	特例措置	備考
1	母子父子寡婦福祉資金の償還の猶予	母子父子寡婦福祉法施行令第19条、第31条の7及び第38条、附則第7条及び附則第8条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 (1) 猶予期間 1年以内(1年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認める時は改めて猶予できる。) (2) 添付書類 市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
2	母子父子寡婦福祉資金の違約金の不徴収	母子父子寡婦福祉法施行令第17条、第31条の7及び第38条	支払期日までになされなかつた償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 (1) 添付書類 市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
3	母子父子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長	母子父子寡婦福祉法施行令第8条、第31条の6及び第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 (1) 事業開始資金 15,000円以上30,000円未満 6ヶ月 30,000円以上 1年 (2) 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満 6ヶ月 30,000円以上45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6ヶ月	災害救助法の適用を要しない。
4	寡婦福祉資金の所得制限適用除外	母子父子寡婦福祉法第32条第3項ただし書き	災害等の理由により生活の状況が著しく窮屈している場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 ※通常時、現に扶養する子等のない寡婦については、貸付の際に所得制限あり。	災害救助法の適用を要しない。

震災対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画
3 資金名等

(8) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対して当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

なお、融資内容は次のとおりである。

(令和2年10月1日現在)

貸付対象	貸付金額	貸付条件
住宅金融支援機構が指定した災害で、被害を受けた住宅の所有者等 (1) 建設 罹災住宅の被害 「半壊」以上	建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 3,700万円 土地取得しない場合 2,700万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間 (その分償還期間延長) 利率 0.54% (団体信用生命保険に加入しない場合)
(2) 住宅購入 罹災住宅の被害 「半壊」以上	購入資金 (土地取得資金含む) 3,700万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間 (その分償還期間延長) 利率 0.54% (団体信用生命保険に加入しない場合)
(3) 補修 罹災住宅の被害 「り災証明書」交付	補修資金（移転資金、整地資金含む） 1,200万円	償還期間 20年以内 据置期間 1年間 利率 0.54% (団体信用生命保険に加入しない場合)

(9) 新潟県災害被災者住宅復興支援事業

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。

[利子補給]

事業主体 市

利子補給期間 5年間

補助対象 被災者が借入れた貸付残高に対して、市が交付する利子補給金
(補給率1%を超える場合は1%が限度)

補給率 1/2

[貸付金]

貸付対象

住宅金融支援機構又は取扱金融機関の融資を一定額以上を受けてもなおかつ資金が不足する者

貸付限度額

建設、購入 800万円（50万円以上10万円単位）

補修 400万円（50万円以上10万円単位）

貸付利率

〔当初10年〕 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利マイナス1%

〔11年目以降〕 住宅金融支援機構災害復興住宅融資の金利と同じ

(10) 天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」(以下「天災融資法」という。)が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。

(令和2年4月1日現在)

資金の種類	貸付対象事業	貸付の相手方	貸付限度額	利率	償還期間(据置なし)
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、漁具等の購入費等農林漁業経営に必要な運転資金	一定以上の被害を受けた農林漁業者	200万円 激甚災害の場合は250万円	被害程度によって 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内	3~6年以内 激甚災害の場合4~7年以内
事業資金	被害を受けた肥料、農薬、漁業用燃料、生産物等の在庫品の補てんに充てるための事業運営資金	災害によって施設、在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合、漁業協同組合、連合会等	組合 2,500万円 連合会 5,000万円 激甚災害の場合は 組合 5,000万円 連合会 7,500万円	6.5%以内	3年

利率については、天災融資法発動の都度政令で設定される。

震災対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画
3 資金名等

(11) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業部）

被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設が被害を受けた場合は、その復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は、経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行う。

(令和2年9月18日現在)

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち据置期間
農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	0.16～0.30%	25年以内	10年以内
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合会、農協・同連合会等	0.16～0.30%	25年以内	10年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉農作物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合会、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	0.16～0.30%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	農業を営む者	0.16～0.30%	15年以内 25年以内	3年以内 10年以内
林業関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.16～0.30%	15年以内	5年以内
		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	0.16～0.30%	20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画に基づくもの7年以内)
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、5割法人・団体、林業振興法人	0.16～0.30%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉林業施設の復旧	林業を営む者	0.16～0.30%	15年以内	3年以内
漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁場及び水産種苗生産施設の復旧	漁協・同連合会、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者	0.16～0.30%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人・団体、漁業振興法人	0.16～0.30%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉水産施設の復旧	漁業を営む者	0.16～0.30%	15年以内	3年以内
農林漁業共通	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	0.16～0.25%	10年以内	3年以内

(申込方法) 農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じ行う。

(貸付限度) 原則として8割で、額は各資金によって異なる。

(注) この他、新潟県農林水産業振興資金の融資、又、一般農林漁業関係資金（農業近代化資金等）について、運用の範囲内で被害農家等に融資することができる。また、既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金）については、被害農業者に対し、法令規制等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

(12) 中小企業融資等

ア 融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずる。

- (ア) 被災の状況に応じ、特に必要があると認めた時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設し、これに伴う融資のための預託等の措置を行う。
- (イ) 関係団体及び金融機関と協調して、各種制度融資の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。
- (ウ) 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。
- (エ) 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。
- (オ) 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

震災対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画
3 資金名等

イ 災害関連融資制度等

(ア) 融資制度

(令和2年4月1日現在)

機関名	区分	融資条件等	申込窓口
県創業・経営支援課	セーフティネット支援枠 (経営支援枠)	<p>1 資金使途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る）</p> <p>2 対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。</p> <p>3 融資限度 3,000万円（別枠）</p> <p>4 融資利率 融資期間3年以内 年1.15% 融資期間3年超5年以内 年1.35% 融資期間5年超7年以内 年1.55%</p> <p>5 融資期間 7年以内（うち据置期間2年以内）</p> <p>6 担保 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。</p> <p>7 保証人 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。</p> <p>8 信用保証</p>	(取扱金融機関) 第四銀行、北越銀行、大光銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、JA バンク新潟県信連、みなみ魚沼農協
市	地方産業育成資金	<p>1 資金使途 運転資金・設備資金</p> <p>2 対象企業 中小企業者（市長の定めるところによる。）</p> <p>3 融資限度 1,000万円（被災状況に応じて市長が認めた場合は1,000万円を超えることも可）</p> <p>4 融資利率 保証付き（責任共有対象外） 年 1.70% 保証付き（責任共有対象） 年 1.90% 保証なし 年 2.20%</p> <p>5 融資期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） (災害規模により市長が認めた場合は、融資期間を超えることも可)</p> <p>6 担保 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。</p> <p>7 保証人</p> <p>8 信用保証 市長の定めるところによる。</p>	市商工観光課
日本政策金融公庫 (国民生活事業)	災害貸付	<p>1 資金使途 運転資金・設備資金</p> <p>2 対象企業 災害により被害を受けた中小企業者</p> <p>3 融資限度 それぞれの融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額</p> <p>4 融資利率 それぞれの融資制度の利率（ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。）</p> <p>5 融資期間 それぞれの融資制度の期間以内</p> <p>6 担保 } 公庫の定めるところによる</p> <p>7 保証人</p>	日本政策金融公庫 (国民生活事業) 新潟、三条、長岡、高田各支店
日本政策企業金融公庫 (中小企業事業)	災害復旧資金	<p>1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金</p> <p>2 対象企業 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者</p> <p>3 融資限度 直接貸付 別枠1億5,000万円 代理貸付 上記限度の範囲内で別枠7,500万円</p> <p>4 融資利率 基準利率（閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。）</p> <p>5 融資期間 運転10年以内 設備15年以内 (うち据置期間2年以内)</p> <p>6 担保 } 公庫の定めるところによる</p> <p>7 保証人</p>	中小企業金融公庫 新潟支店及び代理店
商工組合中央金庫	災害復旧資金	<p>1 資金使途 既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金（長期・短期）</p> <p>2 対象企業 異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者及び間接被災事業者</p> <p>3 融資限度 金庫所定の限度内</p> <p>4 融資利率 金庫所定の金利</p> <p>5 融資期間 運転資金10年以内（うち据置期間3年以内） 運転資金20年以内（うち据置期間3年以内）</p> <p>6 担保 } 公庫の定めるところによる。</p> <p>7 保証人</p> <p>8 信用保証</p>	商工組合中央金庫 新潟支店及び長岡支店

(イ) 保証制度

機関名	区分	融資条件等	申込窓口
新潟県信用保証協会	災害保証	1 保証対象要件 激甚災害指定を受けた地域内で被災した中小企業者、小規模企業者、組合（市長の証明を要する。） 2 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 3 保証料率 年0.80%	新潟県信用保証協会の本店・県央支店・長岡支店・上越支店・佐渡支店
	セーフティネット（4号要件）	1 保証対象要件 経済産業大臣が指定した災害地域内で経営に支障が生じている中小企業者（市長の証明を要する。） 2 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 3 保証料率 年0.80%	

4 制度の住民への広報

市及び県は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、次の方
法により実施する。

(1) 相談窓口

市及び県の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、報道機関の協力により新聞及び放
送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により、支援制度の
相談窓口等を周知する。

(2) 制度内容の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、広報紙・チラシ等お知らせ版臨時
号の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て
周知を図る。

ア 市災害対策本部が実施するもの

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成及び配布
(市個別制度及び県等の支援制度の周知)

イ 県災害対策本部が実施するもの

(ア) 広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成及び配布
(イ) 新聞紙面による周知
(ウ) 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

ウ 金融機関等

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号による所管制度の周知

(3) 地域メディアの活用

コミュニティFM局等へ積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

第3節 公共施設等災害復旧対策

1 計画の方針

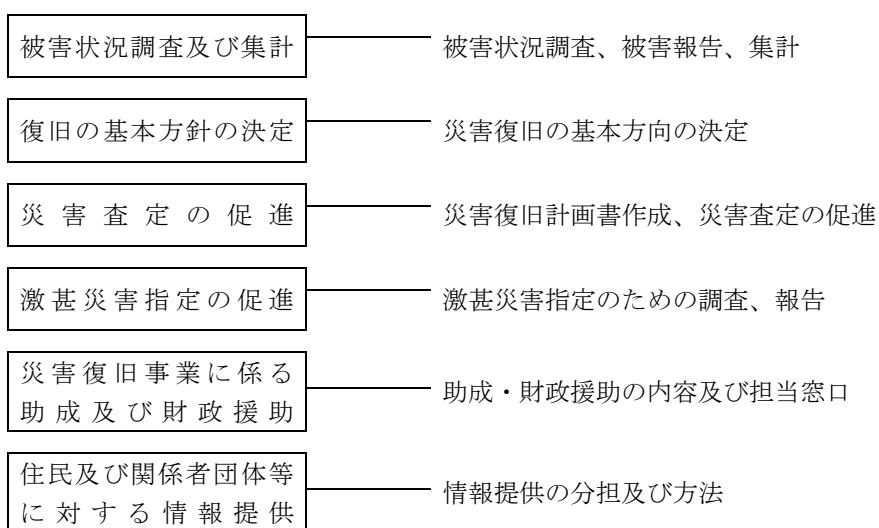
公共施設等の地震による被害を早期に復旧するため的確に被害状況を調査把握し、速やか
に災害復旧の基本方向を決定するとともに、復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事
業実施できるよう一連の手続を明らかにする。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助
の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて住民及び関係団体等に対する災害復旧計画

及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、この事務の遂行に支障のない範囲で、権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。また、高度の技術又は機械力を要する工事等について、必要に応じ国に権限代行制度による支援を要請する。

2 計画の体系



3 被害状況調査及び集計

(1) 被害状況調査

地震により被害が発生した場合、その施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握し、市又は南魚沼地域振興局にその状況を速やかに報告する。

(2) 被害状況の集計

市は、被害報告を受けた集計結果を速やかに南魚沼地域振興局及び県災害対策本部（危機対策課）へ報告するとともに、関係機関及び関係者に情報提供する。

(3) 被害状況総合集計

県災害対策本部（危機対策課）は県全体の集計を行い、国（消防庁）に報告するとともに関係機関及び関係者に情報提供する。

震災対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第3節 公共施設等災害復旧対策

3 被害状況調査及び集計

(4) 災害復旧事業

災害復旧事業名	対象施設等	市担当課	県の窓口
(1) 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）	河川	建設課	土木部河川管理課防災係 (地域振興局地域整備部)
	砂防設備	建設課	土木部砂防課砂防係 (地域振興局地域整備部)
	林地荒廃防止施設	農林課	農林水産部治山課技術管理・災害班 (地域振興局農林振興部)
	地すべり防止施設	建設課	土木部砂防課地すべり係 (地域振興局地域整備部)
		農林課	農林水産部治山課技術管理・災害班 (地域振興局農林振興部)
		農林課	農地部農地建設課防災係 (地域振興局農林振興部)
	急傾斜地崩壊防止施設	建設課	土木部砂防課地すべり係 (地域振興局地域整備部)
	道路	建設課	土木部道路管理課維持管理係 (地域振興局地域整備部)
	下水道	下水道課	土木部都市局下水道課 (流域下水道事務所)
	公園	都市計画課	土木部都市局都市政策課 (地域振興局地域整備部)
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設	農林課	農地部農地建設課防災係 (地域振興局農林振興部)
	林業用施設	農林課	農林水産部林政課林道係 (地域振興局農林振興部)
	漁業用施設	農林課	農林水産部水産課資源対策係
	共同利用施設 (農業用共同利用施設)	農林課	農林水産部農業総務課指導第1係 (地域振興局農林振興部)
	(林業用共同利用施設)		農林水産部林政課計画調整係 (地域振興局農林振興部)
	(漁業用共同利用施設)		農林水産部水産課資源対策係
(3) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚法) (予算措置)	公立学校施設	学校教育課	教育庁財務課財務管理係・助成係
	公立社会教育施設	社会教育課	教育庁生涯学習推進課青少年家庭教育係・成人教育係
	私立学校施設		総務管理部大学・私学振興課支援班 (私学担当)
	文化財	社会教育課	教育庁文化行政課文化係
(4) 厚生施設等災害復旧事業 (社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金) (医療施設等災害復旧費補助金) (上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金) (保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金) (廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱)	社会福祉施設等	福祉課 介護保険課 子育て支援課	福祉保健部福祉保健総務課保護係 (地域振興局健康福祉環境部) 福祉保健部高齢福祉保健課介護サービス係 (地域振興局健康福祉環境部) 福祉保健部障害福祉課自立支援係 (地域振興局健康福祉環境部) 福祉保健部子ども家庭課家庭福祉係 (地域振興局健康福祉環境部)
	医療施設等	病院	福祉保健部地域医療政策課地域医療整備室 (地域振興局健康福祉環境部)
	水道施設	水道課	福祉保健部生活衛生課営業・水道係
	感染症指定医療機関	病院	福祉保健部感染症対策・薬務課感染症対策班 (地域振興局健康福祉環境部)
	廃棄物処理施設	廃棄物対策課	県民生活・環境部廃棄物対策課資源

震災対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第3節 公共施設等災害復旧対策
4 復旧の基本方向の決定

			循環推進係 (地域振興局健康福祉環境部)
(5) 都市施設災害復旧事業 (都市施設等)、堆積土砂 排除事業 (都市災害復旧事業国庫補 助に関する基本方針)	街路、都市排水施設等(都市 排水施設、公園等の施設) 市街地の堆積土砂	都市計画課	土木部都市局都市整備課市街地整備 係(地域振興局地域整備部)
(6) 公営住宅等災害復旧事業 (公営住宅法)	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	都市計画課	土木部都市局建築住宅課住宅整備係 (地域振興局地域整備部)
(7) その他の災害復旧事業 ① 中小企業 (激甚法)	中小企業共同施設	商工観光課	産業労働観光部産業政策課経営支援 室
(8) 災害復旧に係る市に対する 財政支援措置 ① 特別交付税に係る業務 ② 普通交付税に係る業務 ③ 地方債に係る業務		財政課 財政課 財政課	総務管理部 市町村課財政班(財政担当) 市町村課財政班(交付税担当) 市町村課財政班(理財担当)

4 復旧の基本方向の決定

市は、被災の状況及び地域の特性並びに被災施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定める。施設管理者は、この基本方向に基づき、速やかに災害復旧事業計画書を作成するものとし、必要な場合には、関係機関が各自で復興計画を策定する。なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

5 災害査定の促進

(1) 災害査定

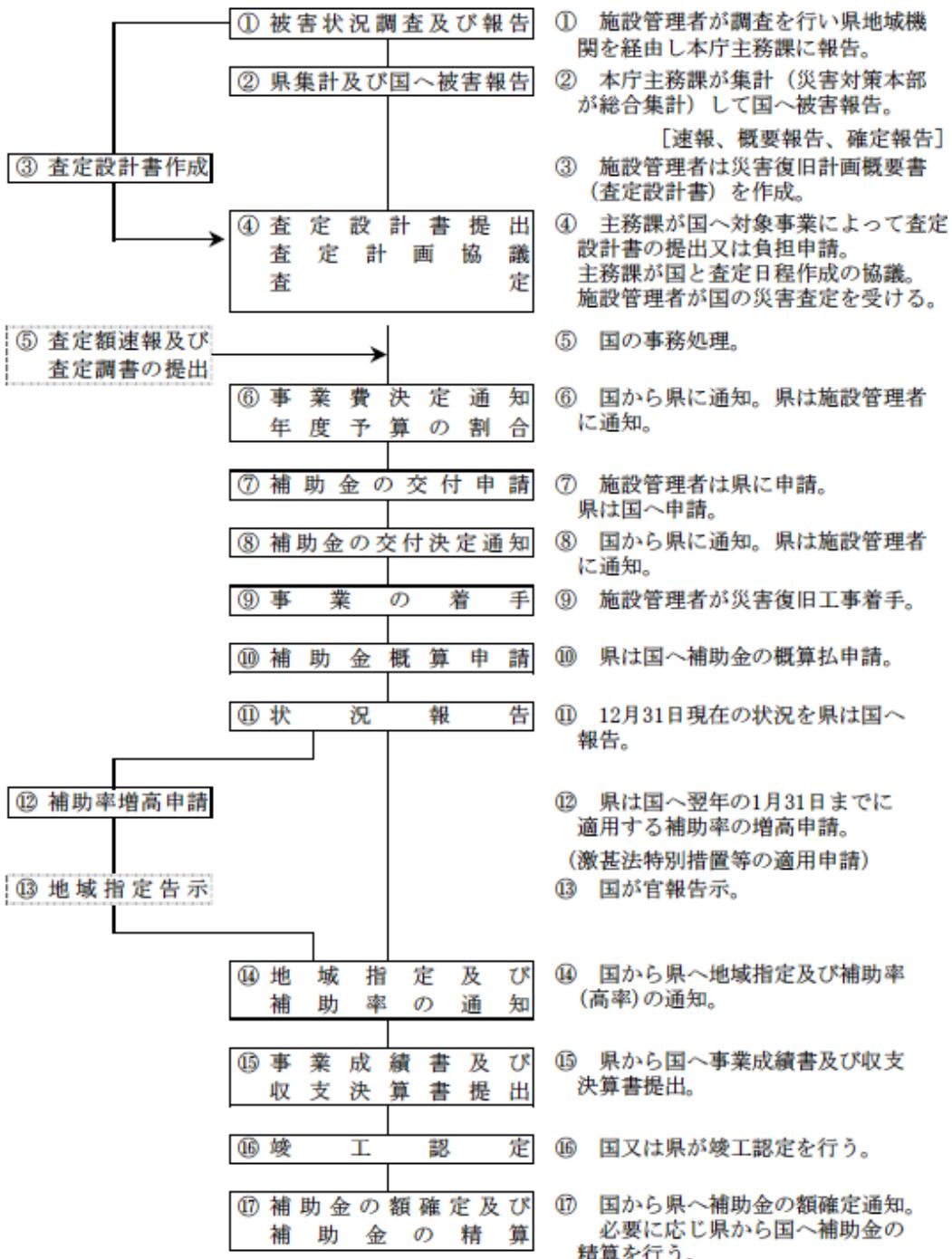
市は、復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、県と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

(2) 事務手続

災害復旧事業の事務手続は、それぞれの法令、要綱等に基づき進めるものとし、その概要是次のとおりである。

【災害復旧事業事務手続き】



(注：電気・ガス・上下水道・通信等の各関係施設については「第3編災害応急対策計画」による)

6 激甚災害指定の促進

市は、著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、この節においては「法」という。）に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑に行われるよう努める。

震災対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第3節 公共施設等災害復旧対策
6 激甚災害指定の促進

- (1) 市長は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせる。
 - (2) 市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について、協力する。
 - (3) 関係部局は、法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。
- (4) 激甚災害の指定基準

適用すべき措置	指 定 基 準
法第2章（第3条～4条） 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	次のいずれかに該当する災害 A基準 査定見込額>全国標準税収入×0.5% B基準 査定見込額>全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県分の査定見込額>当該都道府県標準税収入×25% 又は (2) 都道府県内市町村分の査定見込額>都道府県内市町村の標準税収入額×5%
法第5条 農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 A基準 査定見込額>全国農業所得推定額×0.5% B基準 査定見込額>全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県内査定見込額>当該都道府県の農業所得推定額×4% 又は (2) 都道府県内査定見込額>10億円
法第6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	次のいずれかに該当する災害 (1) 法第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額>全国農業所得推定額×1.5%で法第8条の措置が適用される場合 (ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合は除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超える、かつ次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額>全国漁業所得推定額×0.5% 又は (4) 漁業被害見込額>全国漁業所得推定額×1.5%で法第8条の措置が適用される場合 (ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。)
法第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 A基準 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.5% B基準 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の特別被害農業者>当該都道府県内の農業者×3%
法第10条 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	法第2条第1項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定した災害によるもの。 浸水面積（1週間以上）30ha以上の区域 排除される湛水量30万m ³ 以上 最大湛水時の湛水面積の50%以上が土地改良区等の地域であること。
法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	次のいずれかに該当する災害 A基準 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×5% (樹木に係るもの)(木材生産部門) B基準 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1.5% (樹木に係るもの)(木材生産部門) かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上

震災対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第3節 公共施設等災害復旧対策
6 激甚災害指定の促進

	(1) 都道府県林業被害見込額>当該都道府県生産林業所得推定額×60% (2) 都道府県内林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1%
法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 附則（平成25年6月21日法律第57号）第9条 旧設備資金貸付事業及び旧設備貸与事業の災害関係特例	次のいずれかに該当する災害 A基準 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.2% B基準 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 又は > 1,400億円
法第16条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 法第17条 私立学校施設災害復旧事業の補助 法第19条 市施行の感染症予防事業に関する負担の特例	法第2章の措置が適用される場合適用 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
法第22条 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害 A基準 被災地全域滅失住宅戸数≥4,000戸 B基準 次の1、2のいずれかに該当する災害 1 被災地全域滅失住宅戸数≥2,000戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数≥200戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数≥10% 2 被災地全域滅失住宅戸数≥1,200戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数≥400戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数≥20%
法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、法第2章の措置が適用される場合適用 2 農地農業用施設等小災害に係る措置については、法第5条の措置が適用される場合適用
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じて個別に考慮される。

震災対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第3節 公共施設等災害復旧対策
6 激甚災害指定の促進

(5) 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	指 定 基 準
法第2章(第3条~4条) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>①イ) 査定事業費>市の標準税収入×50% (ただし、当該査定事業費 10,000 千円未満は除外)</p> <p>ロ) 当該市町村の標準税収入が 50 億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する査定事業費が 2 億 5 千万円を超える市町村査定事業費>当該市町村の標準税収入×20%</p> <p>ハ) 当該市町村の標準税収入が 50 億円を超え、かつ、100 億以下の市町村査定事業費>当該市町村の標準税収入×20% + (当該市町村の標準税収入-50 億円) ×60% ただし、当該査定事業費の額を合算した額が、概ね 1 億円未満である場合を除く。</p> <p>② 査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに基準に該当することが見込まれる場合 (ただし、当該災害に係る被害個所の数が概ね 10 未満のものを除く)</p>
法第5条 農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置 法第6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 市の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経費の額 >市の農業所得推定額×10% (ただし、災害復旧事業に要する経費が 10,000 千円未満は除外) ただし、該当する市毎の当該経費の額を合算した額が、概ね 50,000 千円未満である場合を除く。</p> <p>又は 市の漁業被害額>農業被害額 かつ、漁船等の被害額>市の漁業所得推定額の 10% (ただし、当該漁船等の被害額が 10,000 千円未満は除外) ただし、該当する市の当該漁船等の被害額を合算した額が概ね 50,000 千円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当すると見込まれる災害 (ただし、当該災害に係る被害個所の数が概ね 10 未満のものを除く)。</p>
法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	林業被害見込額>市の生産林業所得推定額×150% (ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額の概ね 0.05%未満の場合は除く。) かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあっては、概ね 300ha、その他の災害にあっては、市の民有林面積（人工林に係るもの）の概ね 25%を超える場合。
法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 附則（平成25年6月21日法律第57号）第9条旧設備資金貸付事業及び旧設備貸与事業の災害関係特例	中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (ただし、被害額が 10,000 千円未満は除外) に該当する市町村が 1 以上。 ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額が、概ね 50,000 千円未満である場合を除く。
法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	法第2章又は第5条の措置が適用される場合適用

7 災害復旧事業に係る助成及び財政援助

(1) 災害復旧事業に係る助成

生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには臨時に多大な経費を必要とすることから、市は県からの助成を受けるため各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講ずる。

(2) 災害復旧事業に係る財政援助

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、市は地方財政措置制度に基づく必要な措置を講ずる。

地方財政措置制度の概要

(2)-1 普通交付税

ア 繰上交付【交付時期の特例】(交付税法第16条第2項) (普通交付税に関する省令第54条)】

公共施設被害額×0.8 被災市町村の基準財政需要額		繰上交付 (次期交付額の合計額の割合)
市	10~50%	30%
	50~70%	50%
	70%超	70%
県	20~50%	10%
	50~70%	15%
	70%超	25%

【注】(ア) 上記基準に該当しない場合でも、災害救助法適用の場合は、最低の交付率を適用

- (イ) 公共施設被害額とは、県内被災市町村のうち、繰上交付を要する市町村の当該災害による公共施設被害額の合算額
- (ウ) 被災市町村の基準財政需要額とは、県内被災市町村のうち、繰上交付を要する市町村の当該年度の基準財政需要額の合算額（未決定の間は、前年度額に全国平均伸び率（交付団体分）を乗じた額）
- (エ) 通常の交付時期（①4月 ②6月 ③9月 ④11月）

災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入

- (ア) 補助災害復旧事業債 ━━━━ 元利償還金の95.0%
- (イ) 単独災害復旧事業債 ━━━━〃 47.5~85.5%
- (ウ) かんまん災害復旧事業債 ━━━━〃 57.0%

(2)-2 特別交付税

ア 災害に係る主な配分項目【特別交付税に関する省令】

区分	算定基礎・数値	算入率
① 現年災 (災害復旧)	国庫補助負担金を伴う災害復旧事業費・災害対策事業費及び国の行う災害復旧事業費の合算額	2.0%
② 現年災 (応急対応)	被災世帯数、全壊・半壊家屋戸数、浸水家屋戸数、農作物被害面積、死者・行方不明者数、障がい者数	据置単価
③ 現年災 (その他)	現年災(災害復旧) × 0.5 + 現年災(応急対応) × 0.2	—
④ 大火災	焼失住宅の世帯数	据置単価
⑤ 公共施設火災	市有施設の火災の焼失面積(小・中学校、庁舎、その他)	据置単価
⑥ 渇水対策	渇水対策に係る一般財源所要額	措置率
⑦ 災害応援	被災した市の要請により行った災害応援経費	措置率
⑧ 干害・冷害・ひょう害等	農作物被害額	据置単価
⑨ 営農資金利子補給	天災融資法に基づく、被災農林漁業者等に対する利子補給、損失補償に要する市負担額	80%
⑩ 災害特例債	災害対策基本法第102条第1項に規定する地方債(歳入欠かん債等)の元利償還金	57%
⑪ 連年債	連年災害を受けた団体	措置率
⑫ 公営企業災害復旧	次の事業の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金の補てんのため一般会計から当該特別会計に繰り入れた額 ア 病院、上水道、下水道、簡易水道 イ 激甚災害被災市のガス、上水道(アを除く)、軌道、自動車運送業	50%

(2) -3 地方債制度

ア 激甚災害以外

区分	対象事業	充当率等	備考
1) 補助災害復旧事業債及び直轄災害復旧事業	① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に基づく災害復旧事業 ② 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条に基づく災害復旧事業 ③ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条に基づく災害復旧事業 ④ 公営住宅法第8条第3項に基づく災害復旧事業 ⑤ 国庫補助の対象となる都市施設に係る災害復旧事業 ⑥ その他 ※ 補助事業の災害関連事業に対する起債は、公共事業等債で措置（充当率90%）	(1) 公共土木等地 方負担額の 現年度 100% 過年度 90% (2) 農地・農林漁 業施設 地方負担額の 現年度 90% 過年度 80%	普通交付税 元利償還金 の95%
2) 一般単独災害復旧事業債	公共施設及び公用施設に係る災害復旧事業のうち補助・直轄災害復旧事業債の対象とならなかつたもので、その他の災害復旧事業債の対象となつたものを除いたもの並びに単独の災害関連事業で次に掲げる事業 ① 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業 ② 災害復旧について国庫補助制度はあるが、補助災害復旧事業債の対象としない施設（保育所、特別養護老人ホーム等社会福祉施設、公民館・図書館等社会教育施設） ③ 災害復旧について国庫補助制度がない施設の災害復旧事業（庁舎・各種試験場等の公用施設等） ④ 災害応急復旧工事 ⑤ 災害関連工事 ⑥ 維持上又は公益上、特に必要と認められる河川の埋塞に係るしゅんせつ工事 ⑦ 維持上又は公益上、特に必要と認められる天然の河岸の決壊に係る災害復旧工事 ⑧ 災害復旧事業に伴つて施設の移転建て替えをやむを得ない理由により行う場合における旧施設の解体撤去工事及び移転先の用地取得事業（被災前面積が上限） ※ 対象外 ・農地（ただし、激特法第5条の措置が適用されたもののうち、1箇所の工事費が40万円以上のものは対象） ・維持工事費、著しい維持管理の不備が原因、施工粗漏、申請漏れ工事、設計不備 ・災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの ・小災害債の対象となるもの ※ 災害応急復旧工事は、特別の事情がある場合に限り採択されるものであること。	(1) 公共土木施設等 対象事業費の 100% (2) 農地・農林漁 業施設 対象事業費の 65%	普通交付税 元利償還金 の47.5～ 85.5%
3) 公営企業等災害復旧事業債	地方債計画上の公営企業債に係る災害復旧事業 ※ 災害復旧について補助制度があるものは、補助査定で災害が認定されたものに限る。	対象事業費の 100%	特別交付税 元利償還金 補填のため の一般会計 繰入金の 50.0%（上 水道、下水 道、簡易水 道、病院事 業）

震災対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第3節 公共施設等災害復旧対策
7 災害復旧事業に係る助成及び財政援助

4) 火災復旧事業債	被災原因が火災である公共施設及び公用施設の災害復旧事業 施設の原型復旧に要する経費（応急復旧費及び備品購入費を含む） ※ 地震や大規模事故等の災害並びに放火等災害に準ずる原因に基づく火災については、一般単独災害復旧事業債の対象となる。	対象事業費の100%	
------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------	--

イ 激甚災害【災害による特例債】

区分	対象団体	起債対象	充当率	留意事項・交付税措置
1) 歳入欠かん債	A又はBのいずれかの団体 A【災害対策基本法第102条第1項第1号】 公共土木施設、公立学校施設及び農地農業用施設の激甚補助災害復旧事業費の合計額が標準税収入額を超える団体 B【災害対策基本法第102条第1項第2号】 激甚災害の指定を受け災害救助法第23条第1項又は第2項に規定する救助が行われた場合で、救助費用として県が支弁した額が市の標準税収入額の1%相当額を超える団体	議会議決、条例、規則により減免された次のもの（災害のための減免で生じた財政収入の不足分） ① 地方税法第4条第2項及び第3項又は第5条第2項及び第3項の規定による普通税 ② 使用料（公営企業に係るもの）を除く）及び手数料 ③ 分担金、負担金 国庫補助負担金の交付を受けて行う次の対策に要する経費（災害救助予防対策費等に係る地方単独額を措置。 従って単独事業、継ぎ足し単独事業は対象外） ①水防対策 ②災害救助対策 ③伝染病予防対策 ④病害虫駆除対策 ⑤農作物種子対策 ⑥たん水排除対策 ⑦災害廃棄物処理対策 ⑧その他これらに類する対策	対象減収額の100%	(1)起債の1件限度 人口10万人以上の市3,000千円 人口5万人以上の市1,500千円 (災害対策債と合算で適用) (2)交付税措置 ①歳入欠かん債 普通交付税 元利償還金の47.5~85.5% ②災害対策債 特別交付税 元利償還金の57%
2) 災害対策債			地方負担額の100%	
3) 小災害債	①公共土木等小災害債 a 公共土木施設災害債 b 公立学校施設小災害債	【激甚災害に対処するための特例法第24条第1項】 公共土木施設、公立学校施設及び農地農業用施設の激甚補助災害復旧事業費の合計額が市の標準税収入額を超え、公共土木施設小災害債と次の公立学校施設小災害債の合計額が1件限度を超える場合 激甚地として特定され、公共土木施設小災害債が1件限度を超える場合 激甚地として特定され、公立学校施設小災害債が1件限度を超える場合	査定事業費の100%	(1)起債団体は激甚特別法による総務大臣告示団体 ・公共土木等 施行令43② ・農地等 施行令44② ・被害甚大地 施行令45② (2)起債の1件限度 人口10万人以上の市 2,500千円 人口5万人以上の市 1,500千円 (3)交付税措置 普通交付税 元利償還金の ・公共土木等 66.5~95.0% ・農地等 100%

① 公共 土木 等 小 災 害 債	<p>【激甚災害に対処するための特別法第24条第2項】 農地、農業用施設、林道の激甚補助災害復旧事業費及び同小災害復旧事業費の合計額が8,000千円を超える場合</p>	暫定法の対象施設・事業で1ヶ所の工事費が130千円以上400千円未満のもの	査定事業費の ・農地 一般被災地50% 被害激甚地74% ・農業用施設 一般被災地65% 被害激甚地80% ・林道 一般被災地65% 被害激甚地80%	
----------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

8 住民及び関係団体に関する情報提供

市は、住民及び関係団体に対し、掲示板、広報紙、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、住民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。

なお、報道機関には積極的に情報提供する。

9 暴力団排除の推進

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。市は、関係機関と連携して、暴力団排除を推進する。

第4節 災害復興対策

1 計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

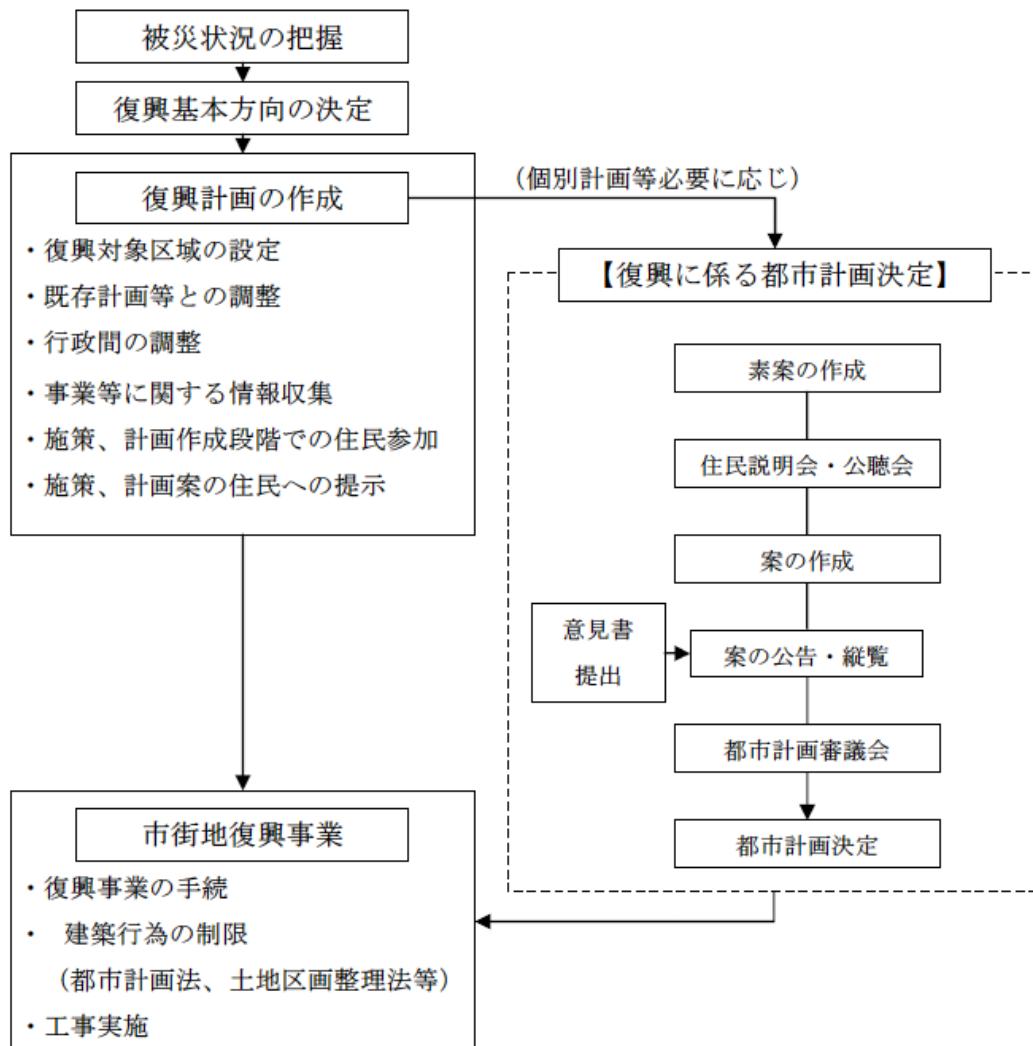
災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動や被災者の生活の緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、市及び県は、住民、民間事業者と協力して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。

さらに市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、住民の合意形成を図りながら、災害防止と快適で安全な防災まちづくりを目指した効果的な復興対策及び防災対策を早急に実施する。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図る。

復興対策は、地域の自然・社会条件を踏まえ、住民参加による復興計画の策定及び復興事業の実施を図る。計画の策定に当たっては、広く住民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女両性の観点から見て妥当なものとなるよう配慮する。

2 復興対策の手順



3 復興基本方向の決定及び復興計画の作成

(1) 組織・体制の整備

- ア 被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行できるよう、市及び県は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。
- イ 復興対策の円滑な実施を期すため、市及び県は、自治体内部だけではなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図る。
- ウ 復興対策の遂行に当たり、市及び県は、必要に応じ国や他の自治体からの派遣職員その他の協力を得る。

(2) 復興基本方向の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

被災地の復旧・復興は、市及び県が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

(3) 復興計画の作成

大規模な災害により地域が崩壊し、社会経済活動に甚大な被害が生じた災害においては、被災地の再建は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

市及び県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（市及び県の連携、国との連携、広域調整）を行う。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。

復興計画作成に当たり、市及び県は、長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図る。

(4) 機動的、弾力的推進手法の検討

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細やかに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

4 防災まちづくり

市及び県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

市及び県は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活

用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るよう努める。

また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等にも配慮しつつ、各種ラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

市及び県は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び体積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域支援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。

市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対して提供する。

市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

市及び県は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。